

# 第2次高畠町中小企業・小規模企業振興計画の概要について

商工観光課

1

- 計画策定の趣旨：高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進するため策定するもの
- 計画期間：令和8年度から令和12年度までの5年間
- 推進体制：高畠町中小企業・小規模企業振興審議会を設置し、毎年度PDCAサイクルにより評価・検証を行う。

## 2 中小企業・小規模企業を取り巻く課題認識

- 1：不確実性が増す時代 2：経営基盤の強化と生産性の向上 3：人材の確保・育成 4：起業・創業と事業承継

3

### 基本理念 『不確実な時代を乗り越えるチャレンジングな企業群づくり』

4

#### 基本方針1

SDGsに対応した事業発展（経営基盤強化・成長促進）への支援

#### 基本方針2

人材の確保・育成

#### 基本方針3

起業・創業の推進、円滑な事業承継

5

#### 基本施策

- 1.経営に関する相談及び指導の充実
- 2.円滑な資金調達への支援
- 3.販路拡大への支援
- 4.支援体制の強化
- 5.生産性向上の取り組みへの支援
- 6.地域資源活用の促進（地産地消の推進）
- 7.地域商店活用の促進（地域商業の支援）
- 8.企業立地・産業集積の促進
- 9.新技術・新商品の開発支援
- 10.地域資源を活用したツーリズムの振興
- 11.農商工連携の促進
- 12.海外進出への支援
- 13.知的財産の活用促進

#### 基本施策

- 1.技術・技能の伝承と後継者育成
- 2.中小企業への就労促進
- 3.学生、教育、保護者、就職希望者に向けた取り組み
- 4.就労しやすい環境の整備
- 5.ワーク・ライフバランスの促進と勤労者福祉の充実
- 6.外国人労働者雇用の取り組みへの充実

6

#### 基本施策

- 1.起業・創業への支援（情報・機会の提供と相談体制の充実）
- 2.事業計画策定及び資金調達への充実
- 3.円滑な事業承継への支援

7

第6次町総合計画後期基本計画で設定した評価指標を目標値として活用する。

#### 業種や分野別などの優先的な取り組み

1. 物価・エネルギー価格高騰への対応
2. 雇用（人材の確保・育成）
3. タウンプロモーション（地域ブランドの発展）